

## 戸別訪問日・意見書の提出期限・説明者について

※計画内容については下記の開発事業の構想に関する説明者に直接お問い合わせください。

### ●戸別訪問日について

開発事業者名：**株式会社〇〇建設**

開発事業区域に含まれる土地の地名地番：**〇区〇〇 〇-〇-〇**

標識設置日：**●年 ●月 ●日**

横浜市開発事業の調整等に関する条**て、**

開発事業の概要を記入してください。

説明できた場合、説明日時を記入してください。

本日（ 年 月 日）、ご説明いたしまして、意見書の様式にてご提出ください。

対象者が不在の場合には、説明資料を投函し、日を改めて再度訪問してください。初めて訪問したことをお知らせするために、訪問日時を記入してください。

年 月 日 時頃にご説明いたしました。また、日 時頃、一式と意見書の様式を投函いたしました。また、日 時頃、計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にて

2回目の訪問時にも不在であった場合、訪問したことをお知らせするために、訪問日時を記入してください。

年 月 日 時頃に**2回目**の訪問で、日を改めて訪問いたします。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。

2回目訪問時は説明資料の投函は任意です。

**令和6年 4月 17日 10時頃**に、既に投函した資料をご確認いただくご意見がある場合、意見書の様式にて

3回目の訪問時にも不在であった場合、訪問したことをお知らせするために、訪問日時を記入してください。なお、3回の訪問をもって、説明に代えることができます。（4回以上の戸別訪問は任意ですので、適宜説明を行ってください。）

### ●意見書の提出期限

次の期日までに開発事業の構想に関する意見書を提出してください。（提出期限は戸別訪問時に直接説明を終えた後、ご記入ください。）

意見書の提出期限を訪問者側で記入してください。訪問回数に応じて、次のとおり配布してください。（提出期限のに数計算は条例の手引27頁参照）

- ◆1回目～2回目に戸別訪問して説明→直接対象者に手渡し
- ◆3回訪問して不在だった場合 →投函

**令和6年 4月 22日（月）** 消印有効

### ●訪問者（開発事業の構想に関する説明者）

(氏名) **株式会社〇〇建設 横浜 太郎**

訪問者の方の氏名を記入してください。

(連絡先) **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

説明を受けた住民の方の窓口になりますので、連絡の取りやすい電話番号を記入してください。

## 横浜市の所管課・お問合せ先について

※ **手続き中の窓口にチェックを入れてください。** 欄が付いている部署までお問い合わせください。

|                                     | 担当課       | エリア別              | 電話番号         |
|-------------------------------------|-----------|-------------------|--------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 建築局 宅地審査課 | 北部（緑・青葉・都筑）       | 045-671-4515 |
| <input type="checkbox"/>            | 〃         | 西部（南・保土ケ谷・旭・瀬谷・泉） | 045-671-4516 |
| <input type="checkbox"/>            | 〃         | 南部（港南・磯子・金沢・戸塚・栄） | 045-671-4517 |
| <input type="checkbox"/>            | 〃         | 東部（鶴見・神奈川・西・中・港北） | 045-671-4518 |
| <input type="checkbox"/>            | 建築局 調整区域課 | 調整区域全域            | 045-671-4521 |
| <input type="checkbox"/>            | 建築局 情報相談課 |                   | 045-671-2350 |